

## 令和5年度香川県ICT活用工事普及促進事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 香川県ICT活用工事普及促進事業（以下「本事業」という。）の実施については、香川県ICT活用工事普及促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(用語)

第2条 この要領で使用する用語は、特に定めのない限り要綱において使用する用語の例による。

(交付申請書の受付期間)

第3条 要綱第6条に規定する交付申請書の受付期間は、原則として、令和5年5月29日（月）から令和5年6月27日（火）までとする。

(交付申請書の必要添付書類)

第4条 要綱第6条に規定する交付申請書に添付する必要書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 会社案内又は商業登記簿謄本（会社案内等の現在営んでいる事業内容が確認できるもの又は交付申請書提出日から起算して1か月以内に取得した商業登記簿謄本（個人の場合は住民票））
- (2) 県税事務所が発行する納税証明書（交付申請書提出日から起算して1か月以内に取得した、すべての県税に滞納がない旨の証明）
- (3) 対象経費の算出根拠を証する書類（見積書、設計書等）
- (4) 事業内容の確認に必要な書類（パンフレット、写真等）
- (5) その他知事が必要と認める書類

(補助事業者の選定)

第5条 県は要綱第6条により提出された交付申請に係る書類の内容について審査し、補助事業者を選定することとする。

- 2 前項の審査は、原則として、書類審査により実施することとする。
- 3 補助事業者の選定は、別表に定める審査基準に基づき、事業計画の内容等を総合的に勘案して決定することとする。
- 4 補助事業者の選定に当たっては、条件を付し、または申請金額を減額して決定することができるものとする。

(審査結果の通知)

第6条 県は前条の審査結果について、要綱に定める交付（不決定）決定通知書により、補助対象事業者に対して速やかに通知するものとする。

(実績報告書の提出期限)

第7条 補助事業者は、要綱第12条第1項に規定する実績報告書を、事業の完了日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。ただし、その日が県の休日の時は、その直前の県の休日以外の日を提出期限日とする。

(実績報告書の必要添付書類)

第8条 要綱第12条第2項に規定する実績報告書に添付する必要書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 見積書、注文書、契約書の写し等
- (2) 支出を証する書類（納品書、請求書、領収書の写し等）
- (3) 実施した補助事業の内容がわかる資料
  - ・ 完成写真（機器の全体及び詳細、型番等を確認できるもの）
  - ・ 仕様書、図面（仕様等を確認できるもの）等
- (4) 財産管理台帳の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

(実施結果報告書の提出期限)

第9条 要綱第15条第2項に規定する実施結果報告書の提出期限は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の3月10日までとする。ただし、その日が県の休日の時は、その直前の県の休日以外の日を提出期限日とする。

(その他)

第10条 補助事業者となった者は、以下について協力するものとする。

- (1) 県の発注する工事等でのICT機器の積極的な活用
- (2) ICT活用の普及啓発活動（現場見学会の開催、ホームページ・SNSを活用した広報等）の継続的な実施
- (3) 県の広報活動（県ホームページ、広報誌、パンフレット等での成果や事例の紹介）
- (4) 県の実施するICT機器の活用効果等に関する調査やアンケート等への回答

附 則

この要領は、令和5年5月29日から施行する。